

令和 8 年度

個人住民税 特別徴収のしおり

愛 知 県 知 多 市

市町村コード 2 3 2 2 4 6

◆特別徴収のしおりの内容

- 1 特別徴収取扱要領 1 頁～ 3 頁
- 2 特別徴収切替依頼書の記入例 4 頁
- 3 特別徴収切替依頼書 5 頁
- 4 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書の記入例 6 頁～ 8 頁
- 5 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 9 頁
- 6 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書 10 頁
- 7 指定通知書 裏表紙

◎各種用紙は知多市税務課のホームページからダウンロードすることができます。
(<https://www.city.chita.lg.jp/docs/2013121900034/>)

◎地方税ポータルシステム（エルタックス）を利用すると、「異動届出書」等がインターネットで提出できます。
詳しくは、エルタックスホームページをご確認ください。
(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

知多市役所 総務部税務課

〒478-8601 愛知県知多市緑町 1 番地

T E L 0562-36-2633(直通)

T E L 0562-33-3151(代表)内線 227・228・299

【特別徴収取扱要領】

日ごろは、個人住民税の賦課、徴収及び納入につきまして、特別徴収義務者及び納税義務者各位の格別なるご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

つきましては、本年度の個人住民税特別徴収事務等の実施にあたりまして、以下の事項にご留意の上、より一層のご協力をお願いします。

1 特別徴収制度とは

納税義務者の納税の便宜と税務事務等の円滑化及び合理化を図るために、地方税法及び知多市税条例の規定により、一年間に納入しなければならない個人住民税を12回（本年6月から翌年5月まで）に分割して、毎月給与の支払いをする際に差し引いて徴収し、その徴収税額をまとめて納入していただくことをいいます。

なお、個人住民税額の分割方法として、均等割のみの者及び均等割額以下の者は第1回分（6月）に全額徴収することになっています。

2 特別徴収義務者とは

地方税法及び知多市税条例の規定により指定された給与の支払者（所得税法で規定された所得税の源泉徴収義務がある者）をいいます。したがって、特別徴収義務者に指定されると通常5月31日までに市が特別徴収関係書類を送付します。

3 特別徴収関係書類を受領されましたら

関係書類の記載内容を確認してください。誤り等不備がありましたら、至急、知多市税務課までお知らせください。

確認後、誤りがなければ「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」を従業員に交付してください。退職又はその他の事由により交付不能の者については、当綴りの「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（9頁）を記入の上、添付してお返してください。

4 特別徴収義務者指定番号について

「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に記載してある特別徴収義務者指定番号は、今年度の貴事業所を示したものですから、市に提出される書類又は電話等による照合等には事業所名と共にこの指定番号を明示されるようお願いします。

5 毎月の徴収と納入の方法について

- (1) 「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に記載してある月割額（6月分）を、6月中に支払われる給与からそれぞれ徴収し、7月10日までに最寄りの金融機関又は郵便局で納入してください。

7月分から翌年5月分までも同様に、その月に支払われる給与から月割額（7月分以降）を徴収し、翌月10日までに納入してください。なお、10日が金融機関等の休日の場合はその翌営業日が納期限となります。

- (2) 特別徴収税額を変更した場合は、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」を送付しますので、変更された月から、変更後の月割額を徴収し、納入してください。

※納税義務者が、年の途中で知多市外へ異動した場合でも、当該年度の特別徴収税額を引き続き徴収して知多市へ納入してください。

6 特別徴収税額を滞納した場合について

納期限までに納入されないときは、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した延滞金を納入しなければなりません。

また、納期限内に納入されないと督促状が発送されます。その督促状を発した日から10日を経過した日までに税金を完納しない場合には、滞納処分を受けることになります。

7 特別徴収の納期の特例について

給与の支払いを受ける者の人数が常時10人未満である事業所等は、「納期の特例（承認・取消）申請書」を提出することにより、個人住民税特別徴収税額を、以下の期日までに納入することができます。様式は知多市税務課のホームページからダウンロードしてください。

6月分から11月分まで………11月分の納入書に6か月分の合計金額を記入の上、12月10日までに納入してください。

12月分から翌年5月分まで…5月分の納入書に6か月分の合計金額を記入の上、6月10日までに納入してください。

※承認を受けた場合でも、納税義務者に異動があった場合は「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を、異動のあった月の翌月10日までに必ず提出してください。

8 新たに特別徴収による納入を希望する納税義務者がいる場合

新たに就職等をされ、特別徴収による納入を希望されるときには「特別徴収切替依頼書」（5頁）を提出することにより、納期限を過ぎていない分について、特別徴収への切替えができます。

なお、二重納付防止のため、納税義務者に届いている納付書がありましたら同封してください。

9 納税義務者に異動（退職・転勤等）があった場合

- (1) 退職・長期欠勤、死亡等により特別徴収を継続することができなくなった場合

「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（9頁）に必要事項を記入し、異動のあった月の翌月10日までに必ず提出してください。この場合、月割額は異動のあった月まで徴収してください。

- (2) 転勤・転職により特別徴収を継続して行う場合

「新特別徴収義務者」へ徴収済月及び月割額を連絡するとともに、(1)と同様の用紙に必要事項を記入して、「新特別徴収義務者」に送付してください。「新特別徴収義務者」は送付を受けた「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を追記し、異動のあった月の翌月10日までに必ず提出してください。

- (3) 退職者の未徴収税額の一括納入について

退職した者の翌月以降の未徴収税額は、当該納税義務者の了解を得て、全額を一括徴収し、納入するようお願いします。また、翌年1月1日以降に退職される方については、5月31日までに支払われる給与又は退職金等が未徴収税額を超える場合は、納税義務者の申出にかかわらず一括徴収することになっています（地方税法第321条の5）ので、よろしくお願いします。

- (4) 給与支払報告に係る異動届出書

給与支払報告書に記載されていた給与の支払いを受けている者のうち、4月1日現在で退職や転勤等により給与の支払いを受けなくなった者がある場合は、4月15日までに異動届出書を必ず提出してください。

10 特別徴収義務者が所在地や名称等の変更を行った場合

特別徴収義務者の所在地や名称等が変更になった場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」（10頁）に必要事項を記入し提出してください。

11 退職所得に係る個人住民税の特別徴収について

退職手当等の課税は、他の所得と区分して、退職手当等を支払う際に税額を計算し、支払金額から特別徴収することになっています。

退職手当より個人住民税を徴収された場合は納入書の退職所得分の欄を記入の上（裏面の納入申告書も記入）、徴収した月の翌月10日までに最寄りの金融機関で納入してください。また、「退職所得の明細書」又は「退職所得の特別徴収票」に必要事項を記入し、提出してください。

なお、退職所得に伴う税額の計算方法については、知多市税務課ホームページをご覧ください。



特別徴収切替依頼書の記入例

知多市長		特別徴収義務者	所在地	〒478-8601 知多市緑町1番地	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	
			名称	知多市役所	特別徴収義務者 指定番号	8234567													
令和8年7月31日 提出		書類送付先住所	同上		担当者	人事課係													
						氏名 知多太郎													
						電話(0562)33-3151内線													

次の納税者について、9月分(10月13日納付分)より特別徴収を希望します。

↑必ず記入して下さい

住所	〒478-0054 知多市つつじが丘2丁目3-4			普通徴収の年税額	120,000円
フリガナ	ヤマダ シロウ			大(昭)平 40年5月6日	納付済税額 (第2期分まで)
氏名	山田四郎				
通知書番号	12345	受給者番号	110-8888		60,000円

この依頼書は、個人住民税を市役所から別途送付される納付書で納めていた方が、新たに就職等をされ特別徴収による納入を希望される
ときに提出していただくものです。

- (注) 1 すでに納税通知書の納期限が過ぎている分については、特別徴収にすることはできません。
2 「普通徴収の年税額」「納付済税額」「通知書番号」については、納税通知書で確認のうえ記載してください。
3 提出前に事業所控えをお取置きください。
4 二重納付防止のため、納税義務者に届いている納付書がありましたら同封してください。

※依頼書は、コピーを使用していただくか、知多市税務課のホームページからダウンロードしてご利用ください。



特 別 徴 収 切 替 依 頼 書

知 多 市 長		特別徴収義務者	所在地	〒	法人番号						
令和 年 月 日 提出	名 称			特別徴収義務者 指 定 番 号							
	書類送付先住所			担 当 者	課 係 氏名 電話 () — 内線						

次の納税者について、 月分(月 日納付分)より特別徴収を希望します。

住 所	〒			普通徴収の年税額	円
フリガナ		生 年 月 日	大 昭 年 月 日		
氏 名			平	納付済税額 (第 期分まで)	円
通知書番号		受給者番号			

この依頼書は、個人住民税を市役所から別途送付される納付書で納めていた方が、新たに就職等をされ特別徴収による納入を希望されるときに提出していただくものです。

- (注) 1 すでに納税通知書の納期限が過ぎている分については、特別徴収にはできません。
2 「普通徴収の年税額」「納付済税額」「通知書番号」については、納税通知書で確認のうえ記載してください。
3 提出前に事業所控えをお取置きください。
4 二重納付防止のため、納税義務者に届いている納付書がありましたら同封してください。

※依頼書は、コピーを使用していただくか、知多市税務課のホームページからダウンロードしてご利用ください。

記入例① 退職…普通徴収に変更する場合

給与支払報告

特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

交付日付印

●異動日の翌月10日までに提出してください。

知多市長		令和 8 年 9 月 1 日提出	特 義 別 務 徴 収 者	所在地 〒 478-8601 知多市緑町1番地	市処理欄	1 現年度	2 新年度	3 両年度	備 考
法人番号又は個人番号					1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3				
特別徴収義務者指定番号					8 2 3 4 5 6 7				
担当 氏 名					人事課 係 電 (0562) 33-3151 知多太郎 内線 227				
フリガナ		ヤマダ ジロウ		旧 姓	該当者				
氏 名		山田次郎		特別徴収税額 (年 税 額)		徴収済税額 6 月分から 8 月分まで		未徴収税額 9 月分から 5 月分まで	
個 人 番 号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		(ア) 該当者の 税額です 120,000 円		(イ) 30,000 円		(ウ) = (ア) - (イ) 90,000 円	
住 所 (1月1日現在)		〒 478-0001 知多市八幡字南大平地51		異動年月日		令和 8 年 8 月 31 日		異動事由 ①退職 2転勤 3休職 4長期欠勤 5死亡 6特徴不能	
現 住 所 (不明の場合は 本籍地)		給与の支払いを受けなくなった後の住所 〒 476-0013 東海市中央町1丁目1		1月1日から退職時 までの給与支払額		円		控除社会保険料額	
								円	

未徴収税額(ウ)の徴収方法をA B Cから選択して該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

※新特別徴収義務者記入欄

A 転勤・特別徴収継続		未徴収税額(ウ)を新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合	
所在地	〒		
フリガナ			
名 称			
法人番号又は個人番号			
連絡先	担当部署	担当者	
電 話	()	内線	
月割額		円を	月 日 納期限の 月分から納入します。
特別徴収義務者 指 定 番 号		受給者番号	

B 一括徴収		未徴収税額(ウ)を特別徴収義務者が給与から徴収する場合	
一括徴収した税額は、		月	日納期限の 月分とあわせて納入します。
一括徴収 の 理 由	1 異動が12月31日以前で、申し出があったため (月 日申出) 2 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため		
一括徴収税額 (ウ)の金額	円		
●1月1日～4月30日までに退職等の場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。 なお、上記期間以外の退職についてもできる限り一括徴収をお願いします。			

C 普通徴収		未徴収税額(ウ)を本人が支払う場合	
この異動届出書は、異動のあった月の翌月10日までに提出してください。			
(異動図解)			
1. 転勤の場合(転勤先で引き続き特別徴収を希望する場合)			
旧特別徴収義務者	月割額等を 連絡します	新特別徴収義務者	知多市役所
2. 退職、死亡、長期欠勤等の場合 (特別徴収の継続を希望しない場合)			
特別徴収義務者	知多市役所		
届出書は、コピーを使用していただくか、知多市税務課のホームページからダウンロードしてご利用ください。			

記入例② 退職…一括徴収する場合

給与支払報告

特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

交付日付印

知多市長

特
義
別
徴
収
者

所在地
名称

〒478-8601

知多市緑町1番地

知多市役所

令和9年4月1日提出

市処理欄	1	2	3	備 考									
	現年度	新年度	両年度										
法人番号又は個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
特別徴収義務者指定番号	8 2 3 4 5 6 7												
担当 者	人事 課		係		電		(0562) 33 - 3151						
氏 名	知多 太郎				話		内線 227						

給与所得者	フリガナ	ヤマダ ハナコ	旧	該当者	特別徴収税額 (年 税 額)	徴収済税額	未徴収税額	異動年月日 令和9年 3月31日	異動事由 ①退職 2転勤 3休職 4長期欠勤 5死亡 6特徴不能	1月1日から退職時 までの給与支払額 円
	氏 名	山 田 花 子	姓			6 月分から 3 月分まで	4 月分から 5 月分まで			
	個 人 番 号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2								
	住 所 (1月1日現在)	〒478-0036 知多市新舞子大口46				(ア) 該当者の 税額です 120,000 円	(イ) 100,000 円			
現 住 所 (不明の場合は 本籍地)	給与の支払いを受けなくなった後の住所 〒 同 上									

未徴収税額(ウ)の徴収方法をABCから選択して該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

※新特別徴収義務者記入欄

A 転勤・特別徴収継続 未徴収税額(ウ)を新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合

特別徴収義務者名	所在地	〒												
	フリガナ													
	名 称													
	法人番号又は個人番号													
	連絡先	担当部署											担当者	
	電 話	() - () - ()										内線		
月割額 _____ 円を _____ 月 _____ 日 納期限の _____ 月分から納入します。														
特別徴収義務者 指 定 番 号 _____ 受給者番号 _____														

①B 一括徴収 未徴収税額(ウ)を特別徴収義務者が給与から徴収する場合

一括徴収した税額は、5 月 10 日納期限の 4 月分とあわせて納入します。

一括徴収の理由
①異動が12月31日以前で、申し出があったため (月 日申出)
②異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため

一括徴収税額(ウ)の金額 _____ 円

●1月1日～4月30日までに退職等の場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。なお、上記期間以外の退職についてもできる限り一括徴収をお願いします。

C 普通徴収 未徴収税額(ウ)を本人が支払う場合

この異動届出書は、異動のあった月の翌月10日までに提出してください。

(異動図解)

1. 転勤の場合(転勤先で引き続き特別徴収を希望する場合)

旧特別徴収義務者 → 月割額等を連絡します → 新特別徴収義務者 → 知多市役所

2. 退職、死亡、長期欠勤等の場合(特別徴収の継続を希望しない場合)

特別徴収義務者 → 知多市役所

届出書は、コピーを使用いただくか、知多市税務課のホームページからダウンロードしてご利用ください。

●異動日の翌月10日までに提出してください。

記入例③ 転勤の場合

給与支払報告

特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

交付日付印

知多市長

特別徴収者

所在地
名称

〒478-8601

知多市緑町1番地

知多市役所

令和9年4月1日提出

市処理欄	1 現年度	2 新年度	3 両年度	備考
法人番号又は個人番号	1	2	3	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
特別徴収義務者指定番号	8 2 3 4 5 6 7			
担当 氏名	人事課 係		電	(0562) 33 - 3151
	知多太郎		話	内線 227

フリガナ	ヤマダ サブロー	旧	氏名	山田 三郎	姓	該当者	特別徴収税額 (年 税 額)	徴収済税額	未徴収税額	異動年月日	異動事由	1月1日から退職時 までの給与支払額
氏 名	山田 三郎	姓	該当者					6 月分から 3 月分まで	4 月分から 5 月分まで	令和9年 3 月 31 日	1 退 職 ② 転 勤 3 休 職 4 長期欠勤 5 死 亡 6 特徴不能	円
個 人 番 号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2											控除社会保険料額
住 所 (1月1日現在)	〒478-0021 知多市岡田字段戸坊5						(ア) 該当者の 税額です 120,000 円	(イ) 100,000 円	(ウ) = (ア) - (イ) 20,000 円			円
現 住 所 (不明の場合は 本籍地)	〒 同 上											

未徴収税額(ウ)の徴収方法をABCから選択して該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

※新特別徴収義務者記入欄

① 転勤・特別徴収継続

未徴収税額(ウ)を新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合

B 一括徴収

未徴収税額(ウ)を特別徴収義務者が給与から徴収する場合

C 普通徴収

未徴収税額(ウ)を本人が支払う場合

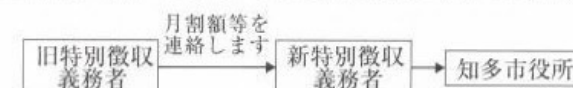
所在地	〒478-0047 知多市緑町5番地												
フリガナ	チタカブシキガイシャ												
名 称	知多株式会社												
法人番号又は個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
連絡先	担当部署	庶務課				担当者	知多五郎						
	電 話	(0562) 33 - 3151 内線 227											
月割額	10,000 円を		5 月	10 日	納期限の								
			4 月分	から納入します。									
特別徴収義務者 指 定 番 号	9 2 3 4 5 6 7				受給者番号								

一括徴収した税額は、	月	日	納期限の
	月分とあわせて納入します。		
一括徴収の理由	1 異動が12月31日以前で、申し出があったため (月 日申出) 2 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため		
一括徴収税額(ウ)の金額	円		
●1月1日～4月30日までに退職等の場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。 なお、上記期間以外の退職についてもできる限り一括徴収をお願いします。			

この異動届出書は、異動のあった月の翌月10日までに提出してください。

(異動図解)

1. 転勤の場合(転勤先で引き続き特別徴収を希望する場合)



2. 退職、死亡、長期欠勤等の場合
(特別徴収の継続を希望しない場合)



届出書は、コピーを使用していただくか、知多市税務課のホームページからダウンロードしてご利用ください。

●異動日の翌月10日までに提出してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

交付日付印

●異動日の翌月十日までに提出してください。

市処理欄		1	2	3	備考		
		現年度	新年度	両年度			
法人番号又は個人番号							
特別徴収義務者指定番号							
担当 者	課	係	電	() 内線			
	氏名		話				
知多市長		所在地	〒				
令和 年 月 日提出		特別徴収義務者	名称				
給与所得者	フリガナ	旧姓	特別徴収税額 (年 税 額)				
	氏 名	姓					
	個 人 番 号		(ア) 円				
	住 所 (1月1日現在)	〒					
現 住 所 (不明の場合は本籍地)	給与の支払いを受けなくなった後の住所	〒	(イ) 円	未徴収税額 (ウ)=(ア)-(イ) 円	異動年月日 令和 年 月 日	異動事由 1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 特徴不能	1月1日から退職時までの給与支払額 円 控除社会保険料額 円

未徴収税額(ウ)の徴収方法をA B Cから選択して該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

※新特別徴収義務者記入欄

A 転勤・特別徴収継続		未徴収税額(ウ)を新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合	
特別徴収義務者名	所在地	〒	
	フリガナ		
	名 称		
	法人番号又は個人番号		
	連絡先	担当部署	担当者
	電 話	()	内線
月割額 円を		月 日	納期限の 月分から納入します。
特別徴収義務者指定番号		受給者番号	

B 一括徴収		未徴収税額(ウ)を特別徴収義務者が給与から徴収する場合	
一括徴収した税額は、 月 日納期限の 月分とあわせて納入します。			
一括徴収の理由	1 異動が12月31日以前で、申し出があったため (月 日申出)		
	2 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため		
一括徴収税額(ウ)の金額	円		
●1月1日～4月30日までに退職等の場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。なお、上記期間以外の退職についてもできる限り一括徴収をお願いします。			

C 普通徴収		未徴収税額(ウ)を本人が支払う場合	
この異動届出書は、異動のあった月の翌月10日までに提出してください。			
(異動図解)			
1. 転勤の場合(転勤先で引き続き特別徴収を希望する場合)			
旧特別徴収義務者	月割額等を連絡します	新特別徴収義務者	知多市役所
2. 退職、死亡、長期欠勤等の場合(特別徴収の継続を希望しない場合)			
特別徴収義務者	知多市役所		
届出書は、コピーを使用していただくか、知多市税務課のホームページからダウンロードしてご利用ください。			

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

◎ 変更があった場合はすみやかに提出してください。

知 多 市 長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	法 人 番 号					
		名 称	特別徴収義務者指定番号					
			担当者	課・係 電 話	()	氏 名		
令和 年 月 日提出		代表者	内線					

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所 在 地	〒	〒
フリガナ		
名 称		
電 話	() -	() -

書 類 送 付 先 住 所		備 考
変 更 日	令和 年 月 日より	

◎お願い 1 誤読をさけるため所在地・名称には必ずフリガナをつけてください。

2 合併等の場合は、詳細を備考欄に記載してください。

(例) 株式会社Aと株式会社Bが合併し、株式会社Cとなる。存続会社はA。指定番号は*****を希望。

※届出書は、コピーを使用していただくか、知多市税務課のホームページからダウンロードしてご利用ください。

ゆうちょ銀行・郵便局の 指定について

特別徴収税額の納入に東海四県(愛知・岐阜・三重・静岡)以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局を市が指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に、利用されるゆうちょ銀行・郵便局名及び提出年月日を記載の上、事前にそのゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

(控)

貴社(所)の納入指定ゆうちょ銀行・郵便局
所在地

名称

店(局)

指 定 通 知 書

貴店(局)を地方税法第 321 条の 5 第 4 項の規定に基づいて、当市の個人住民税(特別徴収税額)取扱店(局)に指定いたしましたから通知します。

許 可 番 号 貯業 1 第 3 0 6 6 号

口 座 番 号 0 0 8 8 0 - 8 - 9 6 0 2 5 4 番

加 入 者 名 称 愛知県知多市会計管理者

取りまとめ店 ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター

令和 年 月 日

店長(局長)様

愛知県知多市長
(公印省略)